

第2章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

第1節

障害のある子供の教育・育成に関する施策

1. 特別支援教育の充実

(1) 特別支援教育の概要

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導を行うとともに、必要な支援を行う必要がある。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、障害に応じた特別の指導（いわゆる「通級による指導」※1）においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われている。特別支援教育は、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものであり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても、合理的配慮の提供を行いながら、必要な支援を行う必要がある。

2017年5月1日現在、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の在籍者並びに小・中学校及び高等学校の通級による指導を受けている幼児児童生徒の総数は約49万人となっており、増加傾向にある。なお、このうち義務教育段階の児童生徒については、義務教育段階の全児童生徒数の約4.2%に当たる約41万7千人である。

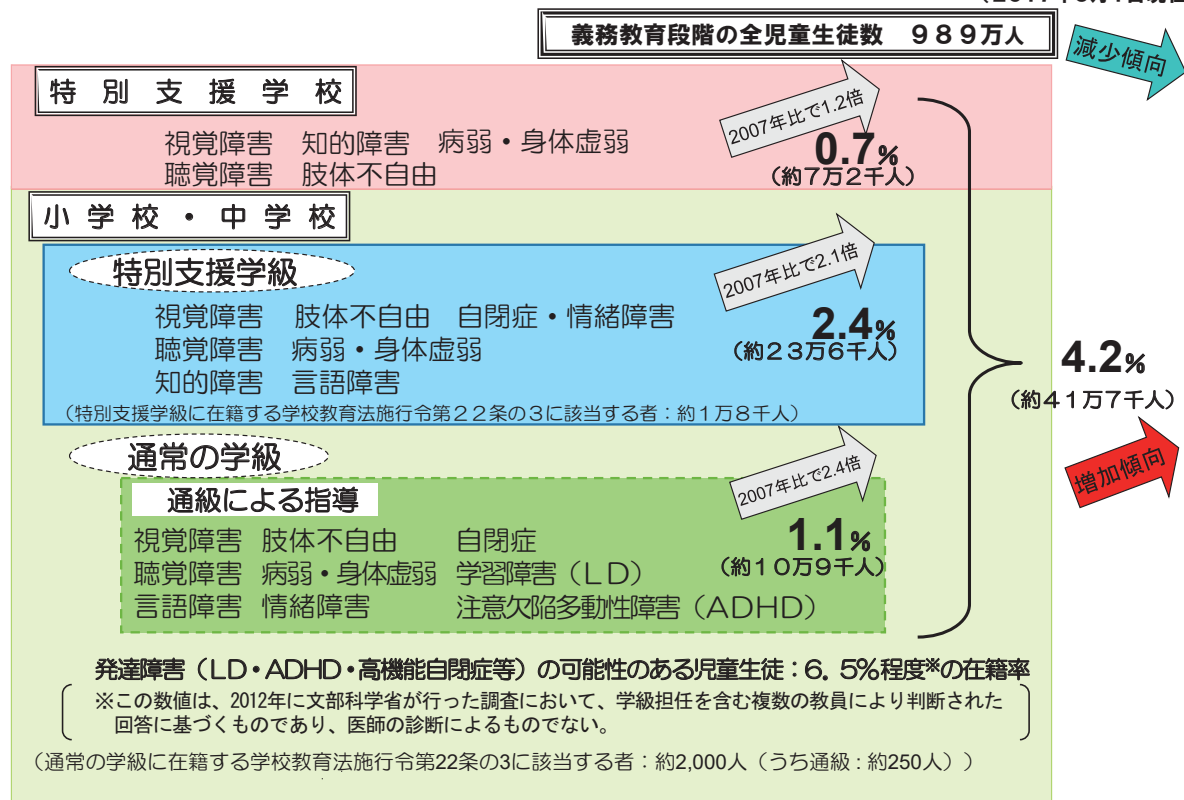
※1：通級による指導

小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う指導形態。対象とする障害種は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

■ 図表2-1

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(2017年5月1日現在)



資料：文部科学省

(2) 多様な学びの場の整備

ア 特別支援教育に関する指導の充実

① 特別支援学校等における教育

障害のある子供には、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導といった多様な学びの場が提供されている。2018年度からは高等学校段階における通級による指導が開始され、2018年度は45都道府県において実施、2019年度からは全都道府県において実施されている。また、障害のため通学して教育を受けることが困難な幼児児童生徒に対しては、教師を家庭、児童福祉施設や医療機関等に派遣して教育(訪問教育)を行っている。2018年5月1日現在、小学部1,242人、中学部769人、高等部869人の児童生徒が、この訪問教育を受けている。

2017年4月に新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、2019年2月に新特別支援学校高等部学習指導要領を公示し、①重複障害者である子供や知的障害者である子供の学びの連続性、②障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実、③キャリア教育の充実や生涯学習への意欲向上など自立と社会参加に向けた教育等を充実させた。また、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施のため、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成や、一人一人の障害の状態等に応じた指導方法の改善・充実について、先導的な実践研究を実施した。

幼稚園、小・中学校及び高等学校における特別支援教育については、学習指導要領等において、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととしている。また、

2018年8月には、学校教育法施行規則を一部改正し、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒、小・中学校の特別支援学級の児童生徒及び小・中学校、高等学校において通級による指導を受けている児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療・福祉・保健・労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととしている。

② 障害のある児童生徒の教科書・教材の充実

特別支援学校の児童生徒にとっては、その障害の状態等によっては、一般に使用されている検定教科書が必ずしも適切ではない場合があり、特別な配慮の下に作成された教科書が必要となる。このため、文部科学省では、従来から、文部科学省著作の教科書として、視覚障害者用の点字版の教科書、聴覚障害者用の国語（小学部は言語指導、中学部は言語）及び音楽の教科書、知的障害者用の国語、算数（数学）及び音楽の教科書を作成している。

なお、特別支援学校及び特別支援学級においては、検定教科書又は文部科学省著作の教科書以外の図書（いわゆる「一般図書」）を教科書として使用することができる。

また、文部科学省においては、拡大教科書など、障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等（※2）の普及を図っている。

具体的には、できるだけ多くの弱視の児童生徒に対応できるよう標準的な規格を定めるなど、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しており、2018年度に使用された、小・中学校の学習指導要領に基づく検定教科書に対応した標準規格の拡大教科書は、ほぼ全点発行されている。また、教科書発行者が発行する拡大教科書では学習が困難な児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書などを製作するボランティア団体などに対して、教科書デジタルデータの提供を行っている。このほか、通常の検定教科書において一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な発達障害等のある児童生徒に対しては、教科書の文字を音声で読み上げるとともに、読み上げか所がハイライトで表示されるマルチメディアデイジー教材等の音声教材がボランティア団体等により製作されており、文部科学省においても必要な調査研究等を行うなど、その普及推進に努めている。

加えて、障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、障害を補完し、学習を支援する補助手段として、情報通信技術（ICT）などの活用を進めることが重要であることから、企業・大学等が学校・教育委員会等と連携して行う、ICTを活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じた使いやすい支援機器等教材の開発の支援を実施した。

さらには、近年の教育の情報化に伴い、2020年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、2018年に学校教育法等の改正等を行い、2019年度より、視覚障害や発達障害等の障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書（※3）を使用することができることとなった。

※2：教科用特定図書等

視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため検定教科書の文字、図形等を拡大して複製した図書（いわゆる「拡大教科書」）、検定教科書を点字により複製した図書（いわゆる「点字教科書」）、その他障害のある児童生徒の学習の用に供するために作成した教材であって検定教科書に代えて使用し得るもの。

※3：学習者用デジタル教科書

紙の教科書の内容の全部（電磁的に記録することによって変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。

③ 学級編制及び教職員定数

公立の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級においては、障害の状態や能力・適性等が多様な児童生徒が在籍し、一人一人に応じた指導や配慮が特に必要であるため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）（以下「義務標準法」という。）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）（以下「高校標準法」という。）に基づき、学級編制や教職員定数について特別の配慮がなされている。

・学級編制

1学級の児童生徒数の標準については、数次の改善を経て、現在、公立特別支援学校では、小・中学部6人、高等部8人（いわゆる重複障害学級にあってはいずれも3人）、公立小・中学校の特別支援学級では8人となっている。

・教職員定数

公立の特別支援学校における児童生徒数が増加していることや障害が重度・重複化していることに鑑み、大規模校における教頭あるいは養護教諭等の複数配置や、教育相談担当・生徒指導担当・進路指導担当及び自立活動担当教師の配置が可能な定数措置を講じている。

2011年4月の義務標準法の一部改正では、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒を対象とした通級による指導の充実など特別支援教育に関する加配事由が拡大された。

また、2017年3月の義務標準法の一部改正により、2017年度から公立小・中学校における通級による指導など特別な指導への対応のため、10年間で対象児童生徒数に応じた定数措置（基礎定数化）を行うこととしている。この他、特別支援学校のセンター的機能強化のための教員配置など、特別支援教育の充実に対応するための加配定数の措置を講じており、高等学校における通級による指導の制度化に伴い、2018年3月に高校標準法施行令を改正し、公立高等学校における通級による指導のための加配定数措置を可能とした。

④ 教職員の専門性の確保

特別支援教育担当教師の養成は、現在、主として大学の特別支援教育関係の課程等において行われている。また、幼稚園、小・中学校及び高等学校の教員養成においても、教職に関する科目において、「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」について取り扱うこととしているほか、特別支援教育について学ぶ科目を開設している大学もある。また、2017年11月に教育職員免許法施行規則の改正を行い、教職課程において「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を新たに独立した事項として設け、2019年4月以降に入学する者については1単位以上修得することを定めた。

また、教職員の資質向上を図るため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、特別支援教育関係の教職員等に対する研修や講義配信を行っているほか、独立行政法人教職員支援機構（2017年4月に「独立行政法人教員研修センター」から名称変更）においても、各地域の中心的な役割を担う教職員を育成する学校経営研修において、特別支援教育に関する内容を盛り込んでいる。さらに、都道府県等教育委員会においては、小学校等の教師等の初任者研修や中堅教諭等資質向上研修においても、特別支援教育に関する内容を盛り込んでいる。この他、放送大学において、現職教師を主な対象とした特別支援学校教諭免許状取得のための科目が開講されている。

また、教員免許更新制における免許状更新講習においても、必修領域の事項の一つである「子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）」の中で特別支援教育に関する内容を扱うことが規定されている。

⑤ 特別支援学校教諭免許状

2007年度より、従来、盲学校・聾学校・養護学校ごとに分けられていた教諭の免許状が、特別支援学校の教諭の免許状に一本化されている。同時に、特別支援学校教諭免許状の取得のためには、様々な障害についての基礎的な知識・理解と同時に、特定の障害についての専門性を確保することとなっている。また、大学などにおける特別支援教育に関する科目の修得状況などに応じ、教授可能な障害の種別（例えば「視覚障害者に関する教育」の領域など）を定めて授与することとしている。

ただし、特別支援学校教諭免許状については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）上、当分の間、幼稚園、小・中学校及び高等学校の免許状のみで特別支援学校の教師となることが可能とされているが、専門性確保の観点から保有率を向上させることが必要である。

特別支援学校の教師の特別支援学校教諭等免許状の保有率は、全体で79.8%（2018年5月1日現在）であり、全体として前年度と比べ2.1ポイント増加しているが、特別支援教育に関する教師の専門性の向上が一層求められている中で、専門の免許状等の保有率の向上は喫緊の課題となっている。このため、各都道府県教育委員会等において教師の採用、配置、現職教師の特別支援学校教諭等免許状取得等の措置を総合的に講じていくことが必要であることから、文部科学省において、特別支援学校教諭等免許状の取得に資する取組を実施した。

TOPICS

特別支援学校学習指導要領等の改訂について

【1. 特別支援学校の教育課程】

特別支援学校の幼稚部では、いずれの障害種においても幼稚園教育要領における健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域に自立活動(※)を加えた6領域で構成されている。

小学部から高等部では、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程については、高等学校までの教科等に自立活動(※)を加えて編成することになっている。また、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程については、特別支援学校学習指導要領において、障害の特性等を踏まえた教科等の枠組みが設定されている。

※個々の幼児児童生徒が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動。
(例：視覚障害者である児童に対する白杖を用いた歩行指導 等)

【2. 今回の改訂の基本的な考え方】

文部科学省では、2017年4月に特別支援学校幼稚部教育要領、小・中学部学習指導要領、2019年2月に特別支援学校高等部学習指導要領の改訂を行った。

今回の改訂は、2016年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」を踏まえ、「社会に開かれた教育課程の実現」、「育成を目指す資質・能力」、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視している。

また、障害のある子供たちの学びの場が柔軟に選択できるようになったことを踏まえ、幼稚園、小・中学校及び高等学校の教育課程との連続性を重視している。

さらに、障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた取組を一層充実している。

【3. 教育内容等の主な改善事項】

教育内容等の主な改善事項としては、以下に示す3点があげられる。

①学びの連続性を重視した対応

子供たちの学びの連続性を確保する視点から、重複障害者等に関する教育課程の取扱いについて、基本的な考え方を規定した。

例えば、各教科の目標・内容の一部を取り扱わないことや、前の学年の目標・内容に替えることができる規定を設けている。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校については、小・中・高等学校の学習指導要領と同様に、育成を目指す資質・能力の3つの柱(※)に基づき、各教科等の目標及び内容を整理した。

※「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」

また、特に必要がある場合には、小・中・高等学校の学習指導要領の各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができることなどを規定した。

さらに、各段階間で内容のつながりを整理するとともに、従来は一つの段階のみで示されていた中学部について、新たに二つの段階を新設していることや、小学部の教育課程に新たに外国語活動を設けることができるなどの充実を図っている。

②一人一人に応じた指導の充実

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校においては、既述のとおり小・中・高等学校の学習指導要領に示された各教科の指導を行うこととしており、その上で、学習指導要領において障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定している。

（例）視覚障害：空間や時間の概念形成、点字等の読み書きの指導の重視

聴覚障害：音声、文字、手話、指文字等を活用して、発表や話し合いなどの学習活動を取り入れた、意思の相互伝達の充実

肢体不自由：体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成、思考力・判断力・表現力等の育成

病弱：間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫、姿勢の変換や適切な休養の確保

③自立と社会参加に向けた教育の充実

今回の改訂では、上記のほか、

- ・卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うこと
 - ・幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実
 - ・生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮すること
 - ・障害のない子供との交流及び共同学習の充実
- などを規定している。

文部科学省では、今後とも様々な場等において丁寧な説明を行う等、今回の改訂に係る趣旨・内容について周知徹底を図っていく。

特別支援教育に関する学習指導要領等の改訂

特別支援学校小・中学部・高等部学習指導要領等改訂における主な充実事項

（幼・小・中学部：2017年4月公示
高等部：2019年2月公示）

- **学びの連続性を重視した対応**
 - ・「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
 - ・知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱(*)に基づき整理
※「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」
- **一人一人に応じた指導の充実**
 - ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、**障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実**
 - ・発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定
- **自立と社会参加に向けた教育の充実**
 - ・卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定
 - ・幼稚部、小学部、中学部・高等部段階において**キャリア教育の充実**を図ることを規定
 - ・知的障害者である子供のための各教科の内容を充実

小学校・中学校・高等学校学習指導要領改訂における特別支援教育の主な充実事項

（小・中：2017年3月公示
高：2018年3月公示）

- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、**個別的教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成**
- **各教科等における学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫**について記載
- 高等学校における通級による指導の制度化（2018年度から）に伴い、通級による指導における単位の修得の認定などについて規定

新学習指導要領等の実施スケジュール

幼稚園・幼稚部：2018年度、小学校・小学部：2020年度、中学校・中学部：2021年度、
高等学校・高等部：2022年度入学者から実施

TOPICS

学習者用デジタル教科書の制度化

教育の情報化に対応し、2020年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、一定の基準の下で、必要に応じ、紙の教科書に代えて「学習者用デジタル教科書」を使用できることとする学校教育法等関係法令の改正が行われ、2019年度より施行された。

特に、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、文字の拡大や音声読み上げ等の機能により、教科書の内容へのアクセスが容易となり、効果的に学習を行うことができる場合には、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できることとなった。

学習者用デジタル教科書のイメージ

<学習者用デジタル教科書>



<学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実
(例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ
総ルビ、検索、保存 等
- デジタル教材との一体的使用
(例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等



<特別支援教育等における活用例>

- 視覚障害のある児童生徒
による、拡大機能や音声読み
上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒
による、音声読み上げ機能や、
文字の大きさ、背景色、テキ
ストの色、行間・文字間隔の
変更機能の活用 等

学習者用デジタル教科書の制度化に関する法令の概要

1. 学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39号)

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材(学習者用デジタル教科書)がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。
- 視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

2. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第35号)

1. 学習者用デジタル教科書の要件:

- ① 紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録。(ただし、デジタル化に伴い必要となる変更は可能。)
- 2. 学習者用を使用する際の基準は告示において定める。
- 3. 教育課程の全部においても紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる事由:
視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じないこと、これらに準ずるもの。

3. 学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件(平成30年文部科学省告示第237号)

1. 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準:

- ① 紙の教科書と学習者用デジタル教科書を適切に組み合わせ、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業は、各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと。※学習者用デジタル教科書の導入は段階的に進めるため、まずは、紙の教科書を主として用いる
- ② 児童生徒がそれぞれ紙の教科書を使用できるようにしておくこと。
- ③ 児童生徒がそれぞれのコンピュータにおいて学習者用デジタル教科書を使用すること。
- ④ 採光・照明等に関し児童生徒の健康保護の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑤ コンピュータ等の故障により学習に支障が生じないよう適切な配慮がなされていること。
- ⑥ 学習者用デジタル教科書を使用した指導方法の効果を把握し、その改善に努めること。

2. 児童生徒の学習上の困難を低減させるため紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準
(1. の基準に加え):

- ① 障害等の事由に応じた適切な配慮がなされていること。
- ② 紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業が、各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。

施行期日

平成31年4月1日

例えば、以下のような活用方法により、教科書の内容へのアクセスが容易となることが期待される。

- ① 文字の拡大、色やフォントの変更等により画面が見やすくなることで、一人一人の状況に応じて、教科書の内容を理解しやすくなる。
- ② 音声読み上げ機能等を活用することで、教科書の内容を認識・理解しやすくなる。
- ③ 漢字にルビを振ることで、漢字が読めないことによるつまづきを避け、児童生徒の学習意欲を支える。
- ④ 教科書の紙面を拡大させたり、ページ番号の入力等により目的のページを容易に表示させたりすることで、教科書のどのページを見るかを児童生徒が混乱しないようにする。
- ⑤ 文字の拡大やページ送り、書き込み等を児童生徒が自ら容易に行う。

(「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」(平成30年12月、文部科学省)より)

※学習者用デジタル教科書の制度化の詳細については、文部科学省ホームページを参照。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm